

第一号

明治四十三年十一月二十五日発行

(每月一回二十五日發行明治四十三年十一月二十五日發行)

戦友

帝國立御軍人會社部

第 壹 號



第一號目次

口 繪

總裁宮殿下、會長、副會長兩閣下

記 事

●發刊之辭.....

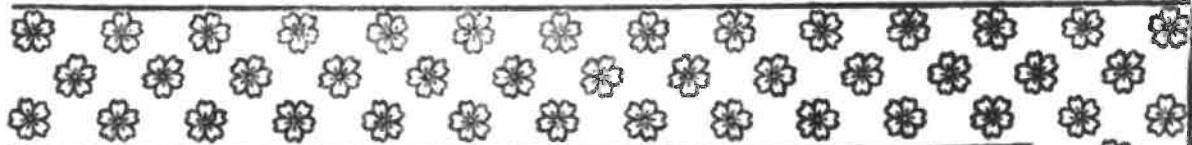
●帝國在鄉軍人會設立の趣意.....

●總裁宮殿下の御令旨.....

●會長の宣言.....寺内大將

●會老の式辭.....山縣元帥

●總裁宮殿下の御履歷.....



●帝國在郷軍人會設立の經過……………岡 少 將

●在郷軍人は大和魂の擁護者を以て任せよ……………龜岡 少 將

●帝國在郷軍人會に就て(獨逸在郷軍人會の概況)……………

●帝國在郷軍人會發會式の記……………

●大言小語……………長 嘯

●英國の少年義勇團(上)……………

●療兵院の勇士(檜原特務曹長の惡戰)……………

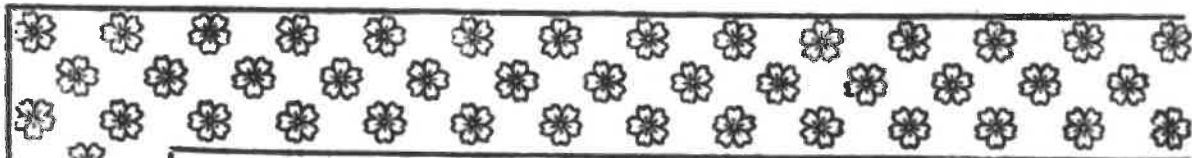
●滑稽困難問題……………

●小説赤穂城……………塚原澁柿園

●千紫萬紅……………

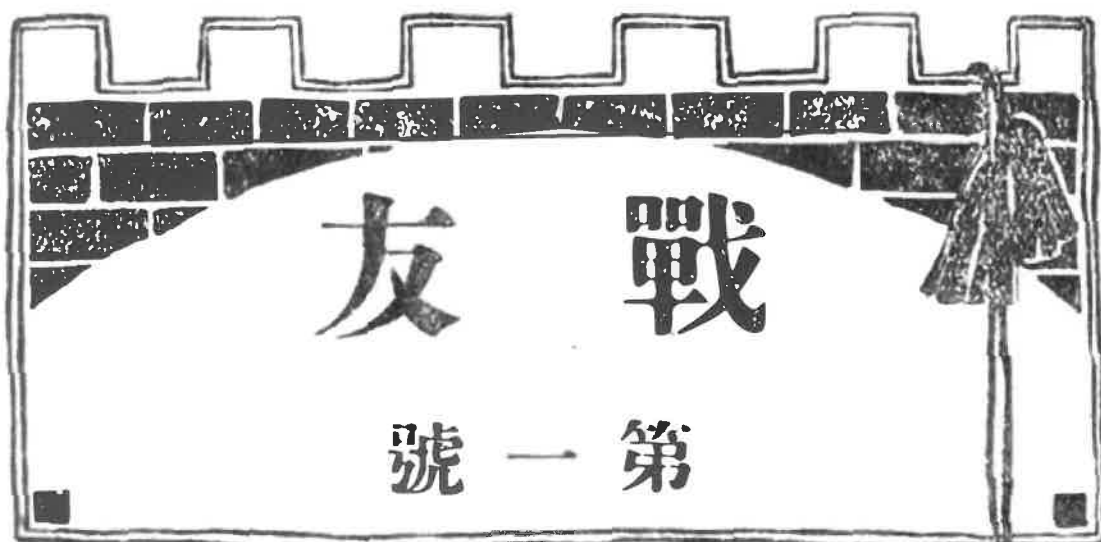
●本會記事……………

●其他懸賞募集、讀者の顧問、一口嘶、寫真木版等



下殿王親愛貞裁總會本





發刊之辭

帝國在郷軍人會の組織成り、本誌は之が機關として生れたり、
既に稱して機關なりと謂ふ、其任務、其目的は、問はずして之
を知るべく、又徒らに、自畫自讃するの要なし、唯、至誠奉公
の念深き會員諸子と志を同ふし、歩調を共にし、以て我帝國
在郷軍人會の目的を、達成せしめんことを期す、之を發刊の辭
となす。



帝國在郷軍人會設立の趣意

必任義務兵役の法實施以來、在郷軍人を主腦とする尙武團體漸く其の數を加え、現時各市區町村殆んど其の設立を見ざるなきの盛況を呈するに至りたり。而して此等の團體は主として在郷軍人の品位を高め、國民の軍事思想を啓發するに努め、以て過去數回の戰役に於て貢獻する所尠少ならずとす。然りと雖も其設立及經營は從來全く各郷箇々のものに屬し、其の目的及行動に關し、連繫統一以て之を指導し、之を振作するの機關なし。加之將來軍の編成は在郷軍人の精銳を必要とすること愈々切實なるを以て、復た之を現時の狀態に放任するを許さざるに至れり。依て茲に各市區町村に於ける在郷軍人の既設團體を糾合し、其の目的を定一にし、其の行動を整齊にし、尙ほ未だ其の設備を見ざる地方に於ては其の創立を獎勵し、以て在郷軍人をして地方良民の模範たらしむると同時に、益々軍人精神の鍛鍊と、軍事知識の増進とを圖り、併せて會員の相互扶助慰藉の方法を講ぜしめむとす。是れ帝國在郷軍人會を設立する所以なり。

總裁宮殿下の御令旨

帝國在郷軍人會組織成り茲に天長の佳節を卜して本部の發會式を擧ぐ。惟ふに在郷軍人は國民の精華にして、軍の編成之に頼るもの頗る重大なり。是に於てか統一指導の下に其團體を組織し、以て在郷軍人の本分を淬勵するの必要極めて切なりとす。是れ即ち本會の組織を見るに至れる所以なり。自今各員相依り相助けて益す軍人の精神を發揮し、其技能を修養し、以て本會設立の趣旨を貫徹せん事を望む。

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會總裁陸軍大將大勳位功二級 貞 愛 親 王

會長の宣言

帝國臣民の武士的精神に富は一國の精華として宇内の稱揚措かざる所なり。最近戰役の大捷亦首として之に因由するや論を俟たず。而して國軍の要素たる在郷軍人に在りては一層此の精神を發揚し、軍事の知識を増進し、砥勵淬磨、以て皇室の屏翰たり國家の干城たる負荷に堪ふる事を期するは、蓋し當然の義務也。近時各地に勃興せる在郷軍人の團體は概して上述の目的を有すと雖も、統一指導其機關を缺き、隨て其効果顯著なるを得ず。時に或は其行動正鵠を失ふの虞なき能はず。仍て本官等相圖りて帝國在郷軍人會を設立し、總裁貞愛親王殿下の旨を奉じて、之が糾合指導の任に膺らんとす。其目的他なし。在郷軍人をして善く軍人たるの本分を盡さしめんとするにあり。即ち明治十五年軍人に賜はりたる勅諭の精神を奉體して軍事能力を増進し、相互の親睦を惇ふし、其品位を高め、各自の業務を勵精し、以て國民の最良模範たらしめん事は是れなり。

會 老 の 式 辭

總裁殿下の令旨を拜し感激措く能はず。今や國運益す皇張し、干城の任務、
よ重を加えたり。吾人軍人たるものは、上下を問はず、出所を論ぜず、鞠躬士
道を修め、孜々技能を磨き、事に戎軒に従ては、國軍の柱礎たり、退て郷黨に
處しては、後進を薰化し、以て國民の儀表たり。陛下の設肱たるに愧ぢざるこ
とを期せざるべからず。吾人會員相率ひて令旨を奉體し、能く本會の主旨を全
ふするを得ば、庶幾は國民皆兵の實を擧げ、我軍の基礎を固うするを得ん。是
獨り至尊覆載の恩に酬る奉る所以なるのみならず、抑も又國家の福祉にして予
の諸君と與に行かんと欲する所の道なり。茲に發會に方り聊か一言を述て會員
に告ぐ。

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々老元帥陸軍大將公爵 山 縣 有 朋

帝國在郷軍人會に 就て

(獨逸在郷軍人會の概況)

今回愈々帝國在郷軍人會が組織され、全國一萬有餘の團體を統一することゝなつたのは國家の爲め慶賀すべきことである。

元來國を愛し、名を惜しむといふことは人間通有の至情ではあらうが、取り分け日本人には此の念が深い。所謂義は泰山より重く、身は鴻毛より輕しで、君國の爲めに忠節を盡すといふことが日本人に取りては最も大切な心得である。殊に往時の武士は、身を棄て、君國に忠節を盡すのを武士の本領として居つたのであるが故に、一朝國家に事ある時は潔く主君の馬前に屍を曝したもので其の間少しも私の念慮を交へない其の心事や洵に

高潔なるものであつた。是が日本武士の誇りとするに足る美風で、彼の武士道なるものゝ貴むべき所以も即ち此の點に存するのである。處が、世の變遷に依り封建の制度破れて明治の世となり、必任義務兵役が實施されてより往時は武士といふ特殊の階級に限られて居つた武士的精神が國民一般に傳播して、遂に明治二十七八年の戰役に見事なる効果を奏することゝなつたのである、之と同時に、在郷軍人も亦互に親睦一致して。軍人の品位を高めねばならぬといふ考も起り、或は新たに入營する壯丁に種々の注意を與ふるの必要もあるといふ處から到る處に在郷軍人と中心とする尙武團體が設立されたが、更らに日露戰役の實驗に於て在郷軍人が國軍の中堅であるといふことが一般國民の腦裡に痛切を感じたる結果、此等の尙武團體が著しく増加するやうになつた。即ち明治三十九年に調査した處によると、當時已に成立して居つ

本會記事

今回定められたる帝國在郷軍人會規約、帝國在郷軍人會本部規則並に役員左の如し。

帝國在郷軍人

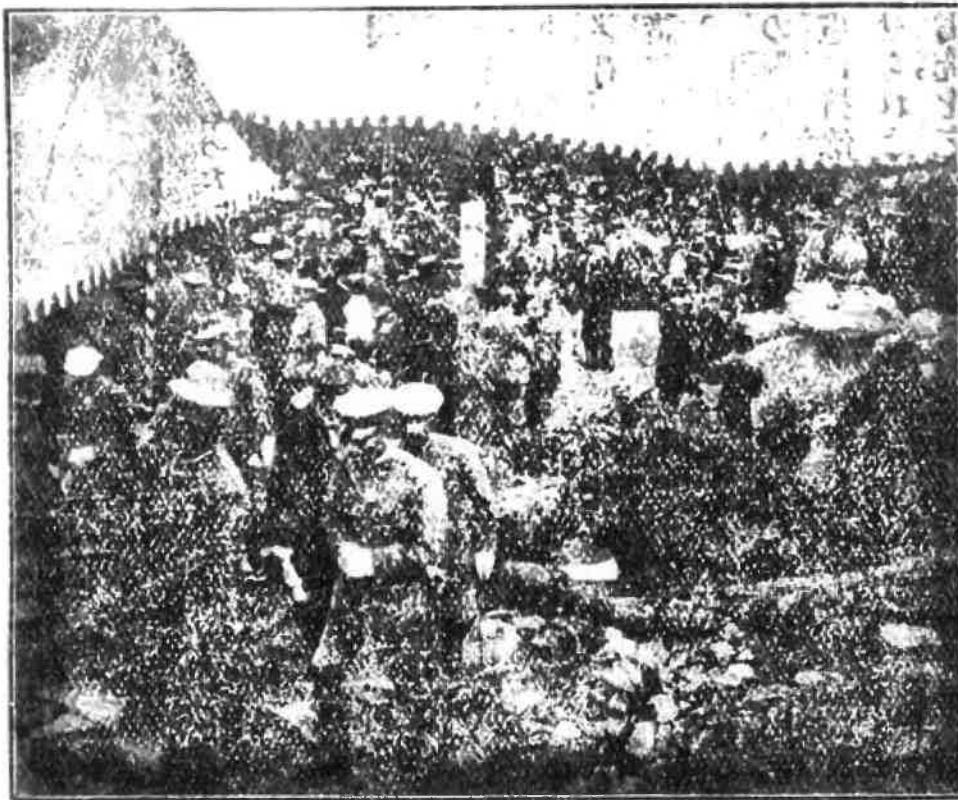
會規約

第一款 總則

第一條 本會は帝國在郷軍人會と稱す。

第二條 本會は本部を東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地（偕行社）に支部を聯隊區、警備隊區司令部所在地に、分會を各市區町村に置く。

（場式の後式閉）四の式會發



但し一市に數箇の分會を置き、又は數區町村を合して一分會を置き、又は數箇の分會を合し聯合分會を置き、其他要すれば海外樞要の地に支部及分會を置くことあるべし。

五六

在地郡市區町村の名稱に従ひ帝國在郷軍人會何

支部又は帝國在郷軍人會何(市)(區)(町)(村)

(郡)(市)(聯合)分會と稱す。

第三條 本會は總裁として皇族を推戴し、又顧問として會老二名を置き、陸軍の高級將官に之を囑托す。

第四條 本會は陸軍大臣の監督を受く。

第五條 支部は師管内に在りては所管師團長、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太守備隊司令官、朝鮮に在りては朝鮮駐劄軍司令官、滿洲に在りては關東都督の監視を受く。

第六條 本規約は本部評議會の決議を経たる後陸軍大臣の認可を得るに非ざれば之を變更することを得ず。

第二款 目的及事業

第七條 本會は軍人に賜りたる勅諭の精神を奉體し、在郷軍人の品位を進め、親睦を醇ふし、相互扶助し、軍人精神を振作し、體軀を鍊り、軍

事知識を増進するを以て目的とす。

第八條 前條の目的を達する爲本會は左の事業を行ふ。但し分會の狀況に依り第二號以下の一若は數號の實施を延期せむとするときは、支部評議會の承認を経べきものとす。

一 本部に於て雜誌を發行すること。

二 毎年三大節に於て遙拜式及勅諭捧讀式を行ふこと。

三 陸軍紀念日(三月十日)には最寄地方に於て祝典を行ふこと。

四 毎年少くも一回最寄地方に於て戰役死亡者の祭典を行ふこと。

五 廢兵及戰死者遺族を優遇すること。

六 最寄地方に於て軍事に關する懇話會を開き、擊劍會、射擊會等を開くこと。

七 有勳者の名譽を保持せしめ、之を優遇すること。

大言小語



長 嘯

日露戰役以來、外國人にして我日本の軍事に就き、若くは、日本人の性格に就いて、研究を試みるもの、漸く多きを加へたるは事實にして、中には、随分日本人の參考となるべき、觀察や、議論もある、現に疊頃、佛國人バレーと云ふ人の書いた「軍事上の日本」と題する書物などは、慥かに一讀の價がある、バレー氏は、二十年間も我國に滞留し、日本語に通じ、日本の書物を讀み、日本の國情に通じ日露戰役中は、通信員として、露軍に従軍した人である、此人にして此著あり、出版後忽ちにして賣切となる程、歡迎されたのも、無理はない、氏の我軍政に關する觀察の當否は、暫

く之を措くも、氏の我軍人に對する批評は、大に注意を拂ふべき價值がある。

二六

◎ バレー氏は、日本の軍人に對して、如何なる觀察を爲して居るか云ふに、下の如く言つて居る「歐米人の中には、日本人は軍人として、一種不思議な特質を有つて爲るやうに考へて居る者も、少なくないが、是は大なる誤解である、統計の示す處によれば、日本に於ける、懲兵忌避者の數は佛國の懲兵忌避者の數よりも多い、平時に於ては、日本の軍隊として、毫も歐米の軍隊と異なる點は無い、但戰時に於ては、實に驚くべき、剛勇を示してゐるが、是は熱烈なる愛國心と、高潔なる名譽心とを有する爲めに外ならぬ、併し、此愛國心と名譽心は、決して日本人の獨占のものではない、各國の軍隊も皆な之を有つてゐる、只其分量の多ひと少ないとの違ひがあるのみである、歐羅巴各

説小赤穂城

塚原澁柿園

(一)

元祿十四年の三月十八日、花曇りといふ此頃の空も今日は浦風いたく荒れて、鹽焼く煙も眞直には立たず。千草の川口浮浪起ちて、城下の寄洲に花かと紛う白泡の渦巻きたるもあはれ先刻の程。日の没りては枯草のすだく飄々との響、月出でぬ宵の間は惡鬼の叫喚かと覺えて凄愴じや。其風を尾筒に切つて、今乗り附けたは播州は赤穂郡、赤穂の城の追手前。豁然と下りたは二人の武士である。彼等は諸聲に叫はつて門を叩いた。二人「門番衆疾う開け召され。我等は江戸表の早水藤左衛門、萱野三平。一大事出来ぢや。疾う開け召されい。」

門番は膽を潰して組頭に通達する。組頭は驚いて狭間より見ると、今出た月魄に隠れぬ其影は如何にも大童の早水、萱野。吐く息も忙しない。組「お二人、何と爲召された？」二人「お、陰山、惣兵衛か。御家老へ案内！案内頼む！」元祿の「赤穂の變」と云へば、今改めて説く要も無いが、唯だ彼れ兩人が當所へ乗り附けた其始末に附ては、一言を讀者に語る其價值がある、かの淺野内匠頭對吉良上野介事件の江戸城内松の廊下に起つたは、此月十四日の午前である。其を聞くと大下馬（大手前）にある供待所なる諸家の家來はわつと喧噪いだ。誰が身上とも知れぬからである。

第二号

明治四十三年十二月二十五日発行

第二號目次

□ 繪

山縣大山兩元帥閣下 東京療兵院

記事

所感

男爵 土屋 大將

在郷軍人諸子に告ぐ

岡 少 將

軍人と孝

前文部次官
東京高等商業學校長

澤柳政太郎

總裁宮殿下の御平生

陸軍大學を御卒業遊されし

伯爵 壬生騎兵少佐

竹田宮殿下

帝國在郷軍人會に就て(完)

歐洲列強の飛行機熱

氣球隊長 德永工兵少佐

軍人と和歌

猪谷歩兵少佐

名流談叢

英國少年義勇團(完)

模範在郷軍人

赤坂離宮御苑菊花拜觀記

石崎歩兵大尉

東京療兵院の記

斷 礎 生

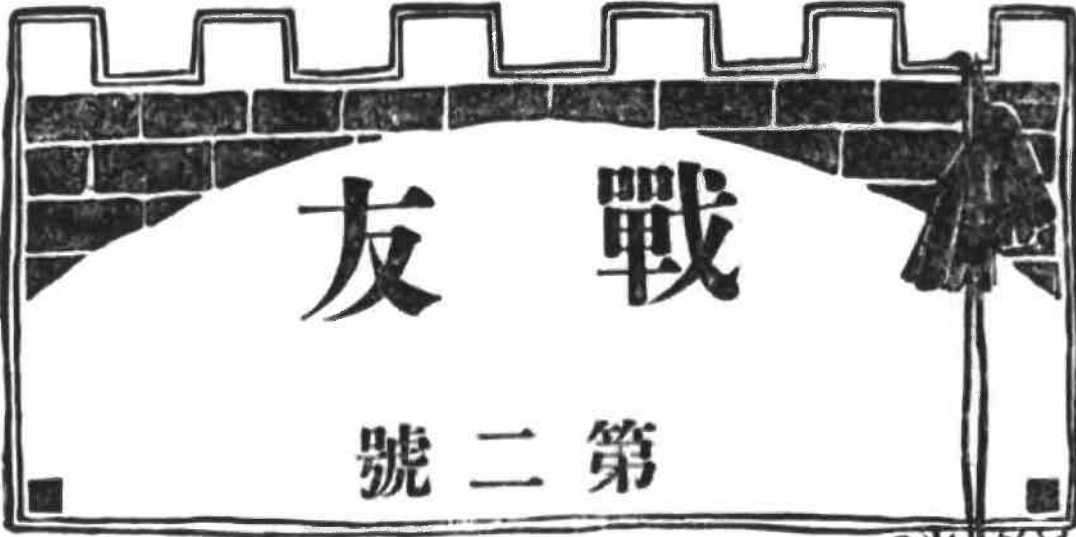
小説赤穂城

塚原澁柿園

本部記事

千紫萬江、和歌、俳壇、滑稽問答、

陸海軍消息、近事片々、分會消息



戦友

第二號

勅諭五ヶ條

- 一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし
- 一、軍人は禮義を正くすべし
- 一、軍人は武勇を尙ぶべし
- 一、軍人は信義を重んずべし
- 一、軍人は質素を旨とすべし

所 感

帝國在郷軍人會本部評議員

陸軍大將男爵 土屋 光 春

在郷軍人の體團に就ては自分等も夙に其必要を感じて居つたので現に自分が師團長として大阪に在任中も管下の聯隊區司令官に對し之が設立を獎勵したやうな譯けであるが今や愈々本會の成立を見て誠に欣快の情に堪へない。

◎

自分は聯隊區司令官などに對して斯いふ事を話したことがある、在郷軍人會に金を集めるの必要があると言ふが金を集めるといふ事は軍人會の本旨でもなく又會を發達せしむる所以でもない只必要なる僅少の經費に就ては金のある者は三錢なり五錢なりの負擔を爲し金の無い者は或は草鞋を作るとか繩を撚るとかして之に應ずるやうにし

たが良いサスレば何人も格別の苦痛を感せずして會は維持されるといふ事になる徒らに金銭上の負擔を重からしむる如きは深く戒めなければならぬ又在郷將校團の如きに在ても圖上戰術などを行ふのは好いが之れのみ偏するといけない傍ら例へば戊辰の役だの西南の役などに關係した人達から其戰歴談などを聴くといふやうな事にすれば一方に於ては精神の修養にもなり一方に於ては戊辰當時や西南役時代より如何に我軍事が進歩して來たかといふ事を知ることとも出來て其裨益する處決して尠なくないと思ふから先づソウ云ふ積りで行つたら良からうと話した事がある。

◎

一體人間は自分の郷里に居るときは別段自分の家を懷ふといふ念はないが足一たび郷里を出づれば遠ざかるに隨つて益々望郷の念が深くなり從て郷里の消息に接するのが他郷殊に軍隊に在る者に



名流談叢

近刊の新聞
雑誌中より
面白き記事
の要點を紹
介す

貯金が必ず出来る法（佐治實然）

あま 餘つた金があつたら銀行なり郵便局な
りへ貯金して預け入れやうと云ふほどの
事では、兎角外面を飾りたい心のある
人には到底貯金が出来る筈のものでな
い。故に貯金するには必らず其方法を
立て、租税を國家に納むる如く一家の必
要支出として科目を立て、豫算を置き

つきの初めに先づ其金額を取除いて役所
に納税金を持ち行くやうに、必ず銀行
又は郵便局の門を潜る事が必要である。
例へば臨時旅行費だとか、盆暮準備とか
各其目的の爲めに毎月々、初めに積
置くことが必要である——併し必ずしも
他人に義理を缺き自ら食ふものも食はず
に多額の貯金をせよと云ふのではない。
たゞ確實なる方法に由て家計を支ふるこ
とは修身富國の本であるといひたい心地
がする（青年之友）

英國の務人と日本の務人との

務め振り（高橋是清）日本のつとめ人は
時間で束縛されて居るが、英國のつとめ
人は仕事に束縛されて居る。日本人は時
間に束縛されて居るから何時に出動し
規定の時間を役所會社銀行で過せば
夫で済む。時間通り出て居れば其で差支
ない。特別に大奮闘をする必要もなけ

れば又これ／＼の仕事は是非今日中に成
し遂げればならぬといふともなくなる。
仕事で束縛されても規定の時間を守る可
きは素よりである。が問題は仕事が終わ
つたか否かにある。故に今日爲す可き仕事
が爲し終らなければ夜になつても歸らな
い。又歸れなくとも少しも不平を唱へぬ。
寧ろそれが當然であると思つて惟しまぬ
外、國人が如何に忙しくても不平の念な
きは仕事に對する觀念が根本的に我
々日本人と相違して居る爲めである。仕
事で束縛されて居るから仕事には全力
を注ぎ専心一意する。故に仕事が終われば
早速退しても差支ないやうに聞えるが、
一定の時間を守ることは必要であるのみ
ならず、仕事の割當は一日の仕事として
充分に與へてある。早く片付けて早速退
ると云ふ程に閑散でない。此點に於て元
員冗費を省くことは日本などの比でな

模範在郷軍人



至大の任務を負へる在郷軍人が動もすれば其任務の重きを忘れて遊惰に耽り素行修まらずして世人に指彈さるゝが如きものあるは慨はしきとなるが此時に於て能く在隊中に教訓されし軍人精神を忘れず身を慎み職務に忠實にして地方良民の模範なる實を示しつゝあるものゝ事を聞くは誠に人意強ふするに足るなり、茲に今より號を逐ふて本年の簡閲點呼に際し衆人の模範者として執行官より特に賞詞を與へられたる諸子の氏名を表彰せんとするは、賞詞せられたる本人は自今益々其行を慎

み、其他のものは在郷軍人の任務の大なることを覺りて彼等に習ふ所あらんことを望むの微旨に外ならざるなり。

▲明治四十三年簡閲點呼の際模範者として賞詞せられたる人名(第十七師管)

廣島縣御調郡向島西村

歩兵上等兵

吉原源次郎

公共心に富み家業に精勵す

公事に盡碎す

歩兵上等兵 同
新田貞市

同 同
龜山松太郎

公共心厚く將來入營する者年に對し勞を厭はず軍事の普及を計れり

歩兵曹長 同
多田庄吉
廣島縣御調郡諺野村
步兵一等卒 前田善吉

品行方正獨立守備隊に在る時毎月八圓宛送金せり
同 同
歩兵一等卒 正信喜代市
廣島縣世羅郡小國村

公共心に富み勉勵す

同
一等看護長 後藤嘉一郎

村内協同事業に盡力す
同
歩兵一等卒 津金登市
廣島縣甲奴郡矢野村

一度商業に失敗したるも爾後公共事業に盡力し家産を増加せり

農事に勉勵し公共事業に移む
同
歩兵一等卒 落村森太郎

同
三等計手 同
後藤久太郎

公共事業に移め町寧懇切なり
同
一等計手 落井平吉

家事に勉勵す

同
同
幅重輪卒 土利川十作
同
長岡松太郎

農事に勉勵し公共事業に移む
同
歩兵伍長 川口鶴吉

赤阪離宮御苑菊花

拜觀記

陸軍歩兵大尉 石崎 彦邦

今回帝國在郷軍人會に與へられたる特典第五項に依り、赤坂離宮御苑菊花拜觀を許されし者將校準士官相當官八十名の中不參者十六名を除き、二十日午前九時東御門内廣場に參集するや、本部長級常務理事龜岡將軍は參集者に對し一場の訓示を與へられ、終りて一同宮内官吏の嚮導にて御苑に入り、大池に沿ふて左に道を取る幾十百の鴨嬉々として水に遊び或は翱翔し或は水を潜るを見る寂寞幽靜はや人をして仙寰に入るの想を起さしむ程なく丸山御茶屋の廣場に着すれば、實生咲、丸髪作、角髪作りの花壇三棟あり、白黃紫紅いろいろに咲き亂れ芳香愛すべく、聞く所に依れば、丸

髪作りは秋香會より、角髪作りは大隈伯より献上したる種苗の逸品なりと云ふ、是より道愈々幽遠閑雅の境に入り、右に瓢箪池を控へ左に山を負ふ、此池曾て水田にして英照皇太后陛下の御田植あらせられたると洩れ承るぞかけまくもあやにかしけれ。かくて左勝左願しつゝ、橋を渡りて行く、四願間として人籟なく、樹木皆老いて枝葉天を掩ひ、森々として神々しきこと云はん方なし、水清く溪深うして山愈々高く、林中に參差たる紅葉秋日高く照らして影水中にあり、得も云はれざる好景身恰も畫中の人となる、大土橋と云ふを過ぎて坂を上ること十數歩、素朴瀟灑なる一字あり洗心亭と云ふ、俯すれば池水藍の如く仰けば前山樹々緑を湛へ間々紅葉燃ゆるが如く所謂嵐山なるものはなり、蓋し地勢嵐山に髣髴たるを以て此名ありと云ふ、東風三月櫻花の候美觀さこそと思ひやられたり、更に上ること少許にして聚芳亭に達す、亭頗

東京癡兵院の記

斷 礎 生

▲院長に逢ふ

一日巢鴨癡兵院を訪ふ。秋色、閑なる満目の風光を愛で頻りに啼きつる、百舌の聲を聞き捨て行けば、大塚停車場からはつひ二三町、裏門を這入ると右手に隔離兵舎が目下新築中小同天てふ扁額の懸れる古煉瓦のアーチを潜れば有名な紅葉のトンネル、出外れて左手が閑疎な事務室、就いて案内を請へば頭の丸っこい給仕が出て来て刺を通じる。廳で二階へ導かれて院長川崎大佐に逢つた。穩顔豐頬「癡兵院の事を書いて下さるなら何でもお話しします」とか「まつたく家族的にやつて居ます」とか、絶えず氣嫌よくにこ／＼しながら種々の事を話される。半禿頭の僅が残つた頭の毛を丁寧に

五〇

撫でつけて、いかにも慈愛に富んだ人らしい。ソコへまた如何にも田舎者じみた五十格好の婆さんが訪ねて來た。聞けば奈良縣の者、歩兵第三十七聯隊の兵士で二三日前肺結核で死つた巽松太郎君の母親とか、此程から上京して居て今遺骨を收め歸郷するとして暇乞旁々御禮に來たのであつた。

▲玉なす老母の涙

「院ではな、もう出來るだけの事を盡したんだから汝もさう思つて斷念めてな、故郷へ歸つたらよくその話をみんなに話して呉れよ」と、うん／＼とかさうか／＼とか院長の語調はまるで自分の子供にでも何か云つて居るやうだ。老母は幾度ともなく頭を下げて、「ハイ歸つたら親類の者を集めて屹度よく聞かせるでござります」と、感謝の情は言葉に餘りばろ／＼感涙を流してゐる、廳で何か思ひ就いた風で院長は自室へ這入つたが直ぐ片手に小さい猪口を持つて來てそれを老母に渡し、「こ

和歌

祝帝國在郷軍人會 篠山 鷹野治三郎

武夫の赤き心の色に出て秋の野山をかざる楓葉

正會員

一すちに君が爲めにと思ふらんよしや血の雨腥き風

特別會員

諸共に我日の本のまもりにときくの園生に立てる添竹

祝战友雜誌發刊

日の本のぬくみや脈に通ひけん咲き出にける言の葉の花

長野縣 穂瑞生

演習後の川中島

つしの音はたえし河邊の灘に聲もしめれるあきのむしかな

高田兵營

雨風ないはではげむつわものは名をそ高けりしるにあぐらん

漫吟

山口須金分會 明石 杏葉
いたつきて友のふしたる病院のまとの硝子を雨あらくうつ

俳壇

拍梅車會屑句

乾 鮭

乾鮭に猫の眼うとき貧居かな
乾鮭を武城の宰の子游かな
頼こけて乾鮭に似たる吾をわぶ
乾鮭のからき世を木曾の小唄かな
乾鮭を上陸軍の輻重かな
衰への我に似て乾鮭の瘦
乾鮭に空寂の風や街更けて
頓悟すれば乾鮭の眼窓を射る
病得に乾鮭の影動くかな
乾鮭に盡日不語の夫子かな
急急如律令乾鮭の龜となれ
乾鮭に窮陰迫る草廬かな
乾鮭は魚の枯木と病子規かな
竈火に乾鮭洗ふ盥かな
口糧に乾鮭堅き露餐かな
北海の浪高し乾鮭の宿
歸順式乾鮭に酌む蕃奴かな
陣中や墓場の松を炭に焼く

炭

未 仙 晩 霞 旬 寛 同 雨 竹 雨 同 蛇 白 同 水 臺 同 丘 一 吉 更 せ み

第三号

明治四十四年一月二十五日発行

戰友第三號目次

□ 繪

寺内大將の咏歌

代々木に於ける飛行機の飛行

記 事

本部記事

皇族御動靜

伏見宮殿下の御高德

五箇條の御教へ

歐洲巡遊所感

在郷軍人會に對する希望

寺内大將

川村大將

岡少將

歩兵操典に關する講話

失明當時の回顧

武士道の六大變遷(一)

後備旅團視察に就ての所感

軍人と和歌(二)

名流談叢

高山彦九郎の禁裡拜觀

落馬物語り

奉天役に隻脚を失たる永野一等卒

◎千紫萬紅、◎和歌、◎俳句、◎滑稽困難問答

◎近事片々の紹介

附 錄

徴兵適齡者心得

大庭少將

山岡中佐

丸山陸軍教授

篠崎少佐

猪谷少佐

坂本箕山

五尺三寸生

斷礎生

五箇條の御教へ

會長陸軍大將子爵 寺 内 正 毅

宣り玉ふ五つの教へ畏みて

護れ我友皇御國を

これは予が昨年きくねんの天長節てんちやうせつに、我帝國わがていこく在郷軍人會ざいこうぐんじんくわいの發會式はつかいしきを舉ぐるに際して、感かんじのまゝを詠んだのである、願ふに在郷軍人諸子ざいこうぐんじんしよしは、一たび兵營へいえいを退けば、各地方かくちほうに散在さんざいして、ソレ／＼各自かくじの職業しよくげふに従事じうじする爲めに、軍隊ぐんたいに對する考かんがが漸次ぜんじに薄らぎ、動もすれば、一旦兵營へいえいを退けば最早軍人の仲間仲間を脱したやうな心持こころもちちが生じ易やすいものであるが是は甚しい考へ違ひである、假令二年或は三年の兵營生活へいえいせいかつを終へ、軍服ぐんぷくを脱いだからとて、それで軍人の任務ぐんじんにんむが終へるもので無い事は、何人も能く承知して居ることではあるが、サテ愈々在郷者と

なると、何時の間にか氣が弛るみ、油斷が生じがちである、こゝが在郷軍人たるものゝ大に注意を要する點で、身み苟も軍籍ぐんせきに在る以上は、その執る處の職業しよくげふが何であらうと、境遇きやうぐうが奈何であらうと決して氣が弛まず、油斷が生ぜぬやう平生の心懸けが肝要である。

然らば如何にすれば可いか、外でもない畏くも我々軍人に賜つた勅諭ちよくうの五ヶ條を平生肝に銘じ心に體して、能くその御聖旨ごせいしに副ふやうに勉むることである、則ち御諭の中にも「此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し」と仰せられてあるから、此五ヶ條の精神を忘れては成

在郷軍人會に對する希望

陸軍少將 岡 市 之 助

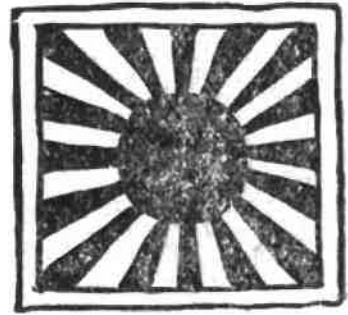


軍人に武技鍊磨の必要
なとは茲に言ふまでもない事で又其現役者である
と在郷者であるに依つて決して差別あるものでない、處で此武技の習熟と云ふことは現役期間を通じて鍊磨の功を積でも尙ほ且つ十分でないのであるから之れを在郷者に希望せんとするのは頗る難事たるを免れない、けれども將來の戰國は實際大いに在郷軍人の精練に待つのであるから在郷軍人が進んで武技を鍊磨すると同時に自分の體力氣力を増進して戰時の必要を完全に充し、延ては國

民の尙武心を彭舞し其元氣を振興する事は極めて必要である。

頃者帝國在郷軍人會が組織されて全國各府縣各町村の端までも續々其集會を見る様になつて今は此會合の期に射擊會を催し或は演武會を開く等の計畫は同令規約第八條の主旨に依つて漸次其盛んに實施を見るであらう之れは實に軍國の爲めに大いに慶賀すべき現象であると言はなければならぬ、自分は會員諸子が將來倍々研鑽努力して此會合を有利に使用し益々其進歩發達の途を講せられんことを願ふと共に此機會を利用して在郷軍人會に關し左に一二の希望を述べ様と思ふ。

一、在郷軍人射擊會施行の方法に付て



研 究



歩兵操典に關する講話 (一)

陸軍戸山學校長 大庭少將口述

林 大尉筆記

我歩兵操典は明治三十七、八年戰役後、實施研究の後更に從來嘗て見ない所の慎重綿密なる審査を経て編纂せられたもので、實に忠勇義烈なる戰友の注がれたる鮮血の賜に基き、大和民族特有の猛烈果敢なる攻撃を精神とする我帝國獨特の歩兵操典にある、在郷軍人各位の模範と盡力とに依り、尙武の氣風の國民の間に溢れて盡忠報國の念燃ゆるが如き良國民を採りて、立派なる戰士となすの操典である、此操典の光が能く發揮せられたならば、我歩兵の戰術に一新生面を開くことは勿論のこと、之れに依りて教育せられ練成せられたるものは、一朝事ありて劍を抜き銃を提げて起つ時には、忠勇笑を含んで君國の難に殉し、潔く戰場に屍を曝すに至り、平時家に在るの際は其修め得たる攻撃精神を各自の業務

千紫萬紅

定め

投稿は次號より必ず廿二字詰十行以下たるを要す
用紙は半紙白紙の事

亥三題

△▲△生

△十二年前の回顧

十年一昔をまだ二年遡むだ、夢の様な淡い記憶が次第々々に明くなると其處にハツキリした明治三十二年の僕が現はれる、三十二年！丁度僕の中學を卒へた年だ、中學時代の僕は大概運動好きで、殊に柔道が最も得意であつた、講道館……加納流の柔道を入つた許りの學校では、他流……無双流の寝技で恐れられた、立技を知らない村の無双流の道場では加納流の故を以て敵がなかつた、四月に學校を卒へてから目的の學校に入るには一年足らずの猶豫がある、競争試験を眼中に置かない僕は専ら柔道の修業を勵むだ、香氣な話サ

十月の末つ頃、隔つた村の祭禮に柔術大會が催された、見學に行つた僕は知らぬ間に割に出された、相手は誰あ



五八

るふ河向の四天王の隨一で砲兵上りの二十五貫肉太の大剛、四十二貫の丸石輕々と差し上げて河の東西前に立つものもない、此方はまだ乳臭い初陣者で敵も味方も割を見てから眼を睜つた、由來河を隔てた兩郡は年來の競争を續けて來たが僕等の河東軍は連敗の屈辱を重ねて居るの

で僕の此の責任は實に河東五十幾つの道場の存亡に關する程の意味がある、サア事だ。

僕は責任過重の爲、敵手は地位の侮辱の爲、共に辭退を申出たが無論採用せられない、百雷の如き喝采、揚裏に懸て場に登つた、投ぐる頭は雨霞と飛んで秋の嵐に宛然木の葉の吹散るやう

流石河四軍の重鎮だ、力も強い、寝技も達者だらう策戦は斯うぞと思ふ間もなく敵は早くも獅子奮迅の勢、鋭く挽き叫んで組むでゐつた、御參んやなと許り力を單めた双足拂は美事に極まつて二十五貫の圖體は筋斗打つて打倒れた、喝采は再び起つた、怒り心頭に發して猛虎のひつに、羊に對するが如く敵は再び躍りかゝつた、好漢既に兵を誤まつては又組し易い、他流の腰には結がないので全力舉げた腰拂は再び美事に極まつた力も技も最う駄目だ、



滑稽 困難問題 答解

兵六齋先生講演

六六

の心配は江戸川の流と共に盡る間がない。お目出度い奴さ。

△問、亥の年の僕の運命を判断せよ

(好運児題)

答、大道易者の様に出鱈目でないから百發百中 悉く的中する、かならず驚くまいぞ。貴公は純粋の日本人で、姓は男だ、曾て現役兵として兵營生活をやつたるう何うだ淨瑠璃の鏡にかけて見られては一分一厘の間違はあるまい。小僧「先生馬鹿な事云つゝなしてす、皆り笑て居ますぞ 先生「其處だッ、笑ふ門には福來ると云つて本年の運星は大福々じやわい。

△問、一里塚の説明を乞ふ

(今一休題)

答、一里塚で最大いなるは故一休氏の發見に係る元日元旦なり、

△問、初夢に富士の山と鷹と茄子とを

一緒に見る法如何 (慶賀士題)

△答、鯛さんが茄子畑で茄子を採つて

居ると驚愕し鷹狩に御出でになつてお前の娘を腰元に召連れりと御意あつてお金を富士の山ほど積で下された…… 小僧「先生誤摩化しちやいけませんぞ 先生「ナアニ夢見たやうな話しちやないか……

△問、春とは何者ぞ (困らせ爺題)

徴兵適齡者心得

明治四十四年徴兵適齡に達するのは明治二十三年十二月二日生より明治二十四年十二月一日迄迄の者である、それ等の人は其戸主から明治四十四年一月一日より同三十一日迄の間に概ね左の如き書式に依り本籍地の市長又は町村長に徴兵適齡届をせねばならぬ、若し徴兵適齡を爲さるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處せらる。扱て右の届出を爲したるときには其年四月中旬から八月下旬迄の間に身體検査を受けねばならぬ、であるから其積りで今から支度をして置く必要がある。仕度とは何か外でない。少しでも身體に都合の悪い處があれば速に醫師に就て治療し置くことである。抑も日本帝國の男子と云ふものは自ら兵役に就く權利がある。實に武器を執て國家の干城と爲ることは男子たるもの、最も名譽とする處

である。それであるからこれから徴兵検査を受けむとする者は成るべく身體を強壯にし踴躍して検査場に趣き公平なる判定を受けねばならぬ。其検査場で見すばらしき者は瘡せた身體を晒したり左なくとも服とか耳とかに故障があつたり、皮膚病を持つて居つたり、甚だしきは恥づべき病氣に罹つて居つたりすることは實に恥づかしい面目ないこと、心得ねばならぬ、一體是等の事は今更騒ぐべきことではない、男の子が生れたならば親たる者は直に右の考を以て育てねばならぬものであるけれども、最早過ぎたことは今年の適齡者に就て云ふた處で役に立たぬから先づ應急と云ふ様な譯で右のことを勧めるのである即ち軽い病等は今から掛れば多くは治るであらう少し運動すれば息が切れる様な人でも今から心掛けて朝夕運動をすれば強壯になれると信ずるからである。右の様な次第であるのに拘はらず世の中には随分